

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和5年9月2日 14時05分ごろ
発生場所	千葉県いすみ市夷隅川河口付近 太東埼灯台から真方位195° 1,450m付近 (概位 北緯35° 17.8′ 東経140° 24.5′)
事故の概要	プレジャーボートたばこちょうだいⅡは、東進中、立ち上がった同乗者がバランスを崩して転倒し、負傷した。
事故調査の経過	令和5年9月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート たばこちょうだいⅡ、2.5トン 232-41505東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊 同乗者A
負傷者	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約3m/s、視界 良好 海象：うねり 波向南東、波高約1m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aを含む知人等（以下「同乗者」という。）8人を乗せ、クルージングの目的で、いすみ市所在のマリーナから夷隅川下流に向けて出航したのち、約15km/hの対地速力で同川河口付近を東進していた。</p> <p>本船は、船首方から波高約1mのうねりを受けて船首部が上下動し、後部甲板に移動しようとして左舷前部甲板で立ち上がった同乗者Aがバランスを崩し、転倒して臀部を甲板に打った。</p> <p>本船は、クルージングを切り上げてマリーナに帰航した。</p> <p>同乗者Aは、自身で119番通報し、病院に搬送され、大腿骨頸部骨折、腰椎捻挫及び前腕捻挫と診断された。</p> <p>船長は、船首方からうねりを受けながら東進していたところ、同乗者Aが左舷前部甲板から後部甲板に移動しようとして何度も立ち上がっていたので、船体の動揺に備えて椅子に腰を掛け、手摺りに掴まって移動しないようその都度指示していた。</p> <p>同乗者Aは、左舷前部甲板の椅子から立ち上がった際、何かに掴まっていれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>同乗者A以外の同乗者は、船長の指示どおり椅子に腰を掛けて手摺り等に掴まっていた。</p>
分析	本船は、夷隅川河口付近で船首方から波高約1mのうねりを受ける

	<p>状況下、東進中、同乗者Aが後部甲板に移動しようと立ち上がったことから、うねりを受けて船首部が上下動した際、バランスを崩して転倒し、臀部を甲板に打って負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、夷隅川河口付近で船首方から波高約1mのうねりを受ける状況下、東進中、同乗者Aが後部甲板に移動しようと立ち上がったため、うねりを受けて船首部が上下動した際、バランスを崩して転倒し、臀部を甲板に打ったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の暴露甲板上にいる乗船者は、航行中は、突然の大波や航走波による船体動揺に備え、むやみに甲板上を立ち歩かないこと。 ・ 小型船舶の船長は、航行中は、乗船者に対して波の状況を適宜知らせ、転倒や衝撃による怪我^{けが}を予防すること。